

令和5年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和5年1月16日(月)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月16日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 1階多目的ホール
- 3 出席した委員

農業委員 8名

1番	星 隆一	3番	平野 恒二	5番	湯田 重行
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	8番	酒井 圭
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

農地利用最適化推進委員 10名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修二	田島第6	湯田 悌一
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	館岩第3	芳賀 敏	伊南第1	八須賀 智
南郷第1	五十嵐 和				

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

2番	芳賀 美紀	4番	馬場 崇裕	9番	渡部 一男
----	-------	----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員推進委員 9名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也	田島第5	湯田 雄市
田島第7	野中 勉	館岩第1	佐藤 春香	館岩第2	芳賀 久
伊南第2	星 博孝	南郷第2	齋藤喜久男	南郷第3	五十嵐敏章

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀
委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は8名です
ので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半
数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地
利用最適化推進委員に出席を求めたところ、10名に出席をして
いただいております。

議 長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であ
りますが、会議規則第20条第2項の規定により、8番、酒井圭
委員、10番、湯田孝義委員を指名いたします。両名には、本
総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議
題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等があり
ましたらお願いします。質問ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついて」を議題といたします。

事件番号1を議題といたします。ここで農業委員会等にお
ける法律第31条に規定する議事参与の制限に準じ、〇〇〇〇
委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員 退席)

議 長

それでは、地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進
委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島6

(湯田悌一) 申請理由ですが、譲渡人の●●●●さんは、***
に住んでおられますが、離農により農業廃止、無償で贈与し
所有権の移転。譲受人の〇〇〇〇さんに農地を譲渡し、〇〇〇〇
さんが農地を譲り受け、経営規模拡大を図りたいという
ことで申請がありました。許可を受けようとする土地は、
字番***、面積が□□□□㎡でございます。
1月10日に電話で調査を行いました。まず、1つ目の下限面積要

件ですが、申請地は、農振農用地域内の農地であり、下限面積は 30a となります。譲受人の現在の経営面積は、自作地が□□□□㎡、借受地が□□□□㎡で、合計が□□□□㎡となり、耕作地と申請地の面積を合わせ、□□□□㎡で、申請地の取得に問題ありません。2点目ですが、年間 150 日以上必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞きましたところ、年間の農業常時可能日数が、本人が 240 日、妻が 220 日、子が 200 日の見込みとなっており、問題ありません。3点目の地域との調和要件でございますが、譲受人は、既に同地区で耕作をしています。また、同地区内には集落営農など、組織や他の農業者の集積、農地の分断など他の農地利用に影響を与えることはありません。4点目でございますが、今回の申請地を含め所有している農地、借り受けている農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件でございますが、トラクター、コンバインなど、大農機具を所有していますので、申請農地を含め効率的に耕作管理することに問題ないと思われれます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上の調査の結果、許可が相当であると判断されると思うので審議をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 1 について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定をいたし
ました。
ここで、〇〇〇〇委員の入室を許可いたします。

(〇〇〇〇委員 入室)

議 長 〇〇〇〇さん、許可されました。

〇 番 (〇〇〇〇) ありがとうございます。

議 長 続きまして、日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可
申請について」を議題といたします。
事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委
員から調査の説明をお願いいたします。

田島 1 (渡部昭雄) 1月10日に電話で確認し、現地に行って状況を確認してきました。譲渡人は、●●●●さん、69歳、譲受人は、○○○○さん、38歳、土地の所在地は、***字***番***、地目は田ですが、現状は休耕です。面積は□□□□㎡です。この土地は、都市計画区域内の農地でございます。申請理由は、***に◆◆◆があるんですが、そこのお客様と従業員の駐車場が一緒になっておりまして、色々事故が起きている。接触事故です。お客様も少しずつ増えてきたということで、従業員の駐車場とお客様の駐車場を分けて運営をしたい。また、これは賃借で、3月20日から30年間の設定になっております。転用に必要な資力などあるかについてですが、土地造成費△△△△円については、定期預金、問題ないと確認いたしました。計画では、雪が融ける4月頃から工事をしたいということでございます。周辺に農地はあったんですが、非常に荒地になっておりまして、どなたも作っておりませんので、周辺の農業経営には特に問題はございません。以上の結果、許可が相当であると確認いたしました。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 (渡部昭雄) こちらも1月10日に電話で確認いたしました。かつ現場にも行って確認してまいりました。譲渡人は、●●●●さん、息子さんが◆◆◆をやっています。◆◆◆です。もう一方は、●●●●さん、50歳、この方は、◇◇◇です。土地の所在地は、5筆ありまして、***番***、***番、***番、***番***、こちら4筆。もう一つが●●●●さんの分で、***番***、全て地目は田です。現状は、昨年までは稲を作っておりました。❖❖❖❖さんが作っておりまして、❖❖❖❖さんにも話を聞きに行ったんですが、本当は作りたいが、地主さんから言われたのであきらめたということです。譲受人は、皆さんご存じの○○○○でございます。本社が***にありまして、資本金が△△△△円あります。中規模な会社でございます。申請理由は、現在***

の***に〇〇〇〇があるんですが、そちらだけだとこちら側の***、***、***の方が非常に不便だということで、こちらに店を構えたいということでございます。資金は、△△△△円を予定しております。こちらも賃借権で、許可の日から20年間の設定をしております。賃借料は、1反当たり△△△△円になっております。転用に必要な資金力は、***銀行さんの通帳を確認しましたところ問題はありません。許可後、速やかに建物建てたい。今年の4月になると思うんですが、早急に建設したいということでございます。周辺農地は、ほとんどありません。☒☒☒、■●●●でほとんど潰れました。周りに農地は1枚あるんですが、そちらに問題はございません。以上の条件、調査結果に基づいて、これは妥当であるということで判断をいたしました、以上です。

議 長 ありがとうございます。
 直ちに質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 本案に対してご質疑ございませんか。

 (「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
 お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご
 異議ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま
 した。
 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定につい
 て」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 事務局の玉川です。私のほうから議案第3号、農用地利用集積計画決
 定について説明いたします。議案書の8ページの利用権設定内訳1月分
 をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。
 再設定ですが、田が21筆、□□□□㎡ 畑が5筆、□□□□㎡となっ
 てございます。次に、新規で、田が38筆、□□□□㎡ 畑が15筆、□□
 □□㎡でございます。再設定と新規合わせまして、田が59筆、□□□□
 ㎡、畑が20筆、□□□□㎡となりまして、合計が79筆、□□□□㎡と
 なります。続きまして、9ページから12ページまでは、利用権設定の一
 覧でございます。一部訂正がございます。番号9番の所在地番、面積で
 すが、***と書いてございますが、こちらを***字***番、面積
 を□□□□㎡に訂正、修正をお願いいたします。お手数ですがよろしく
 お願いします。それでは、使用貸借権につきましては、基盤法の番号5
 番の***地域***地区の1筆、番号38から43番の***地域***
 *地区の6筆、番号49から52番の***地域***地区の4筆、合計

11 筆でございます。こちらは、貸付人の意向に伴う使用貸借権となります。また、基盤法に基づく集積一括方式の機構貸付分で、番号 61 から 78 番につきましても、貸付人からの意向に伴う使用貸借権となります。次に、13 ページ、14 ページは、基盤強化法に基づく機構貸付の集積一括方式になります。以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。

議 長 それでは、皆さんから何か質問、お願いがありましたら、挙手をお願いします。

(欠席届の人数の出し方)

議 長 他に質問ございませんか。

議 長 それでは質問が無いようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 長時間にわたり、ありがとうございました。今年ほうさぎ年になってますが、飛躍、大いにいいんですが、慎重に石橋をたたいて、大変厳しい状況ですが、くれぐれも健康優先にしてください。これを持ちまして第 1 回の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時00分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

8 番

10 番